

(別添1)

(誓約書 表)

令和 年 月 日

誓 約 書

沖縄県立北谷高等学校長 殿

住 所
商 号
代 表 者 名 印

「沖縄県立北谷高等学校塵芥収集業務委託契約」に係る一般競争入札への参加申込を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- 3 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 4 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 5 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- 6 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 7 労働関連法令を遵守していること。

(誓約事項 7 関係)

主な労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和 47 年法律第 113 号)
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 76 号)
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号)
- (7) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号)
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)
- (10) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)
- (11) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (13) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (14) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)

参加資格要件確認書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付してください。

1 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類。

- 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)
- 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)

2 労働保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)

- 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・ 労働局からの領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・ 納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・ 口座振替結果のお知らせ (申請者名が入っている部分を含む)
- ・ 労働保険事務組合からの領収書等
- ・ 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

3 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

(加入義務がない場合を除く)

- 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・ 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・ 納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・ 領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

4 社会保険に加入義務がないことについての申出書 (加入義務がない場合)

- 別添2

社会保険に加入義務がないことについての申出書

沖縄県立北谷高等学校長 殿

住 所

商 号

代表者名

印

社会保険に加入義務がない理由は、下記のとおりです。

記

1 労働保険に加入義務のない理由

(該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

- 従業員がいないため（個人事業主で、事業主しかいない場合、または法人で取締役のみの事業所で構成される場合、等）
- 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- その他（理由を枠内に記入してください）

※ 従業員を1人以上使用しているすべての事業所に加入義務があります。

(詳細は、労災保険関係についてはお近くの労働基準監督署、雇用保険関係や被保険者となるかのお問い合わせ等についてはお近くの公共職業安定所までご確認ください)

2 健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない理由

(該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

- 常時使用する従業員が5人未満の個人の事業所のため
- 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- その他（理由を枠内に記入してください）

※ 法人の事業所の場合、または個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用している場合は加入義務があります。(詳細はお近くの年金事務所までご確認ください)

※ 上記理由を確認する書類の提出をお願いする場合があります。